

重複上場外国銘柄の基準値段設定方法等の変更について

平成 20 年 2 月 28 日
株式会社東京証券取引所

趣旨

重複上場外国銘柄¹の呼値の制限値幅の基準値段（以下「基準値段」といいます。）は、原則として、当日の立会開始前における当取引所が適当と認める時点での外国の主たる金融商品取引所（組織された店頭市場を含む。以下同じ。）における値段等を円換算した価格を当日の立会開始前に設定しています。

近年の注文受発注方法等の多様化を鑑みると、前日の立会終了後に当日の基準値段を確定させることにより、重複上場外国銘柄に係る受発注業務を効率化することが、流動性及び利便性向上による市場機能の一層の強化を図る観点から適切であると考えられます。

そこで、重複上場外国銘柄の当日基準値段を、原則として、前日立会終了後に設定するよう設定方法を変更することとします。

概要

項目	内容	備考
1. 重複上場外国銘柄の基準値段の設定方法の変更について	(1) 重複上場外国銘柄の基準値段設定方法 ・ 前日立会終了後の当取引所が適当と認める時点での外国の主たる金融商品取引所における外国株券の直近の値段等を円換算した価格を、重複上場外国銘柄の当日の基準値段とします。 ・ ただし、当取引所市場における一定期間の売買状況を踏まえて当取引所が指定した重複外国上場銘柄については、内国株券と同様に、前日の最終値段等を当日の基準値段とします。	・ 基準値段を、原則として前日に設定することとします。 ・ 毎年 4 月と 10 月の当取引所が定める日に、過去 6 か月間の値付日数（当取引所市場において売買が成立した日数をいいます。）が、立会日数の 50%を超える銘柄を指定することとします。 ・ この制度改正にあわせて、前日立会終了後（午後 6 時 30 分頃）に外国株券の基準値段情報を相場報道システムを通じて提供することとします。これに伴い、現在当日立会開始前（午前 8 時 30 分頃）に配信している「本国相場」の

¹ 業務規程施行規則第 13 条第 1 項第 1 号 b の(a)に規定する、外国の金融商品取引所又は組織された店頭市場（以下「外国金融商品取引所等」といいます。）において上場又は継続的に取引されている外国株券、その権利が表示される外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株券、表示する権利に係る外国株券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている外国株預託証券及び信託財産である外国株券又は当該外国株券に係る権利を表示する外国株預託証券が外国金融商品取引所等において上場又は継続的に取引されている受益証券発行信託の受益証券を対象とします。

項目	内容	備考
	<p>(2) 当日立会開始前における基準値段の変更</p> <ul style="list-style-type: none"> ・(1)にかかわらず、当取引所が適当でないと認めたときは、当日の立会開始前にその都度定める基準値段に変更することとします。 	<p>配信を停止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・具体的には、(1)による当日基準値段が、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した値段から大幅に乖離した場合は、外国の主たる金融商品取引所における当日立会開始前の外国株券の直近の値段等を円換算した価格を基準値段とします。 ・基準値段変更日については、成行呼値を禁止します。
2. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当取引所に直接上場した外国株券について、上場後1か年以上経過した銘柄を、売買単位の変更の対象(引下げのみ)とするほか所要の改正を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・売買単位の引上げについては、従来どおり上場後2か年以上経過した銘柄を対象とします。また、直接上場以外の外国株券についても従来どおり取り扱います。

実施時期(予定)

平成20年5月を目途に実施します。

以上